資料－４

最終案に係る修正内容一覧

１．第３回有識者会議における委員の意見による修正

※記載したページ番号は、最終案におけるページ番号を示しています。

【修正・追記箇所１】

委員意見：京都府南部は、下流に淀川や大阪湾、北部は日本海を抱えており、良好な水質保全に配慮している文言を計画の冒頭で触れてはどうか。
対　　応：ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり追記しています。

旧	新
１　京都府水環境構想2022について **１．汚水処理施設の役割と京都府水洗化総合計画（P.1）** 汚水処理施設は、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設であり、下水道・集落排水施設等（＝集合処理）と浄化槽（＝個別処理）があります。 その役割は、「トイレの水洗化による生活水準の向上」という私的役割と「生活雑排水の浄化による良好な水環境の保全」という公的役割があり、府民の意向等の地域のニーズや周辺環境への影響を踏まえ、早期に整備する必要があります。 このため京都府では、集合処理と個別処理とを組み合わせて汚水処理施設を効率的・効果的に整備するため、市町村の意向も踏まえて「京都府水洗化総合計画」を平成３年に策定し、概ね５～７年を目途に見直しを行っています。	**１　京都府水環境構想2022について** **１．汚水処理施設の役割と京都府水洗化総合計画（P.1）** 汚水処理施設は、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設であり、下水道・集落排水施設等（＝集合処理）と浄化槽（＝個別処理）があります。 その役割は、「トイレの水洗化による生活水準の向上」という私的役割と「生活雑排水の浄化による良好な水環境の保全」という公的役割があり、府民の意向等の地域のニーズや周辺環境への影響を踏まえ、早期に整備する必要があります。 また、京都府の場合、南部は下流に大阪、兵庫を抱え、1,100 万人の水源であること、北部は丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境保護・保全が必要であること等から、水質保全が特に重要となります。このため京都府では、集合処理と個別処理とを組み合わせて汚水処理施設を効率的・効果的に整備するため、市町村の意向も踏まえて「京都府水洗化総合計画」を平成３年に策定し、概ね５～７年を目途に見直しを行っています。

【修正・追記箇所２】

委員意見：①　P.4　図　「快適な生活環境と水環境の向上」の取組期間が、R8 の汚水処理概成までと読める。R8 以降も継続する取組があるのであれば、図の見せ方を工夫してはどうか。

②　P.4　計画期間は 20 年間とあるが、指標の目標年次は取組毎に短期や中期というものもある。表現を工夫してはどうか。

対　　応：「快適な生活環境と水環境の向上」の取組は、中長期においても継続するため、以下のとおり、図を修正し、本文を追記しています。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>

1　京都府水環境構想2022について

4. 計画期間（P.4）

計画期間は、R5～R24 までの 20 年間とし、概ね５～７年ごとに計画を見直します。

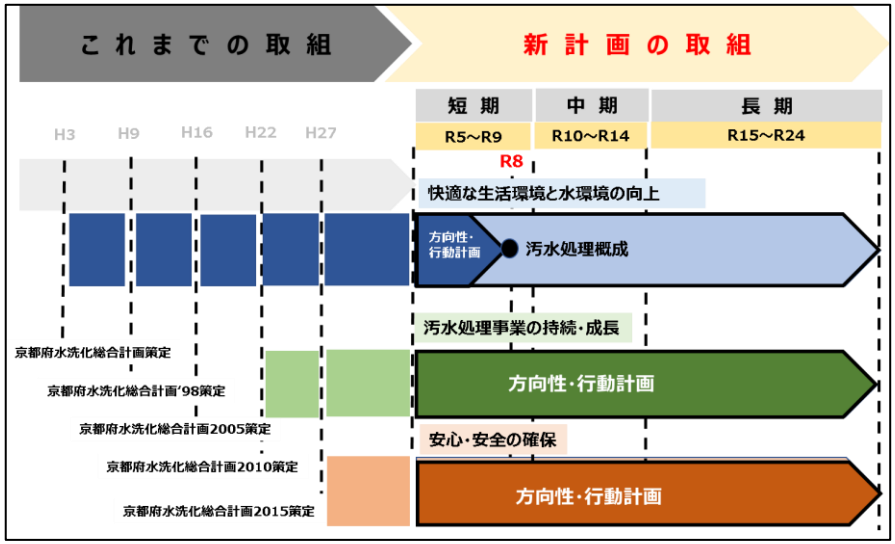

</td>
<td>

1　京都府水環境構想2022について

4. 計画期間（P.4）

計画期間は、R5～R24 までの 20 年間とし、取組毎に、目標指標及び短期、中期等の目標年次を定めます。また、概ね５～７年ごとに計画を見直します。

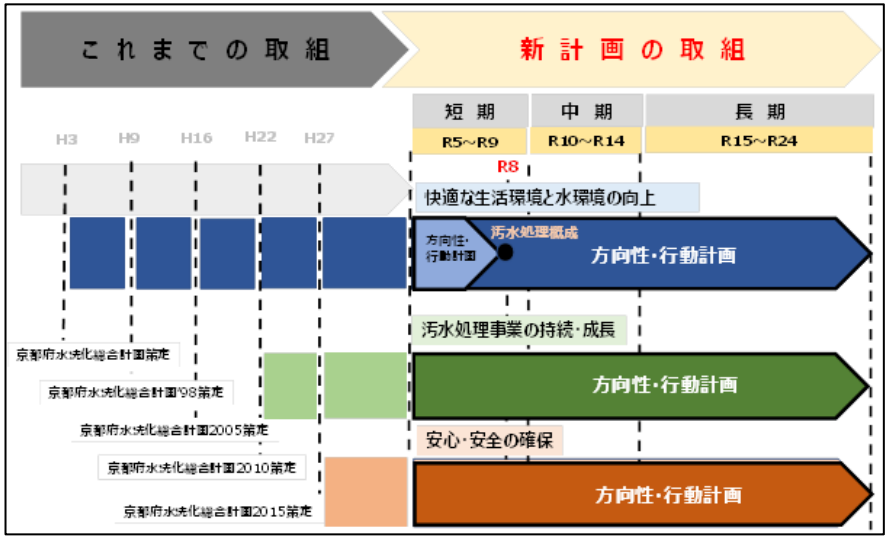

</td>
</tr>
</table>

【修正・追記箇所３】

委員意見：農業集落排水施設の実施箇所数のように下水処理場の実施箇所数も記載してはどうか。
対　　応：ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり、下水処理場数の表を追加し、本文を追記しています。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>

２　汚水処理事業の現状と課題

1. 汚水処理人口普及率の推移と汚水処理施設整備の現状（P.14）

【公共下水道（広義)】

府内 26 市町村のうち、笠置町・南山城村・伊根町を除く 23 市町で事業を実施しています。

</td>
<td>

２　汚水処理事業の現状と課題

1. 汚水処理人口普及率の推移と汚水処理施設整備の現状（P.14）

【公共下水道（広義）】

府内 26 市町村のうち、笠置町・南山城村・伊根町を除く 23 市町で事業を実施しており、このうち、府と 12 市町合わせて 40 箇所の下水処理場が整備されています。

表 5　京都府内の下水道施設数（処理場）

<table>
<tr><th rowspan="2">区　分</th><th colspan="2">処理場数</th></tr>
<tr><th>平成 26 年度</th><th>令和 2 年度</th></tr>
<tr><td>下水道施設（処理場）</td><td>40</td><td>40</td></tr>
<tr><td>うち流域下水道</td><td>5</td><td>4</td></tr>
<tr><td>うち公共下水道</td><td>35</td><td>36</td></tr>
</table>

※市町村合併により、1 箇所が流域下水道から単独公共下水道に変更

</td>
</tr>
</table>

【修正・追記箇所４】

委員意見：P.36　「Ⅰ.汚水処理事業の持続・成長」の説明の文章について、何によって何を達成するのかがわかりにくいので、表現を工夫してはどうか。
対　　応：ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり、修正しています。

旧	新
３　新計画の３つの柱 **Ⅰ．汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）（P.36）** 広域化・共同化の取組として、下水道と集落排水施設との統合等のハード連携による将来的な施設更新費や人件費の削減、担当職員の減少下において、事務の共同化等のソフト連携による人員体制の確保を図ります。その他、創エネ・省エネ等による脱炭素化の推進や効率的な改築更新、経営状況の見える化により、事業の持続・成長を目指します。	**３　新計画の３つの柱** **Ⅰ．汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）（P.36）** 広域化・共同化の取組~~として~~によって、下水道と集落排水施設との統合等のハード連携による将来的な施設更新費~~や~~及び人件費の削減、~~担当職員の減少下において、~~並びに事務の共同化等のソフト連携による人員体制の確保を図ります。その他、創エネ・省エネ等による脱炭素化の推進や効率的な改築更新、経営状況の見える化により、事業の持続・成長を目指します。

【修正・追記箇所５】

委員意見：P.49 の取組の背景に、省エネの取組状況（P.50　表 15）で示している処理場以外（小規模処理場・当面予定なし）についても検討が必要である旨、追記してはどうか。

対　　応：ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり、１万㎥未満の処理場でも取組が必要であることと、未実施の取組は可能性検討が必要である旨、追記しております。

旧	新
基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営） **Ⅰ-2. 創エネ、省エネ等による脱炭素化の推進　(P.49)** 下水道事業における省エネ対策とは、下水道、集落排水施設の改築・更新における省エネルギー型機器の導入や省エネルギーに配慮した運転を行うことにより、消費電力の抑制を図る方策であり、これにより「温室効果ガスの排出抑制」と「維持管理コストの縮減」が同時に達成可能です。また、全国の下水処理場は約 2,200 箇所存在しますが、図 27 に示すように、日平均処理水量１万㎥/日以上の下水処理場は約 600 箇所あり、消費エネルギーの約９割を占めています。また、小規模処理場についても、維持管理コストの縮減にも繋がることから、省エネ対策の取組は重要です。取組事例としては、「ＯＤ法における二点ＤＯ制御システム」等があります。浄化槽事業における省エネ対策としては、先進的省エネ型浄化槽の導入や高効率ブロワ等の高効率機器への改修等があります。 京都府内の下水処理場における創エネ・省エネ対策の取組状況は、表 15、表 16 のとおりです。	**基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）** **Ⅰ-2. 創エネ、省エネ等による脱炭素化の推進　(P.49)** 下水道事業における省エネ対策とは、下水道、集落排水施設の改築・更新における省エネルギー型機器の導入や省エネルギーに配慮した運転を行うことにより、消費電力の抑制を図る方策であり、これにより「温室効果ガスの排出抑制」と「維持管理コストの縮減」が同時に達成可能です。また、全国の下水処理場は約 2,200 箇所存在しますが、図 27 に示すように、日平均処理水量１万㎥/日以上の下水処理場は約 600 箇所あり、消費エネルギーの約９割を占めています。また、<u>日平均処理水量１万㎥/日未満の</u>小規模処理場についても、維持管理コストの縮減にも繋がることから、省エネ対策の取組は重要です。取組事例としては、「ＯＤ法における二点ＤＯ制御システム」等があります。浄化槽事業における省エネ対策としては、先進的省エネ型浄化槽の導入や高効率ブロワ等の高効率機器への改修等があります。 京都府内の下水処理場における創エネ・省エネ対策の取組状況は、表 15、表 16 のとおりです。<u>当面予定のない下水処理場についても、継続した可能性検討が必要です。</u>

【修正・追記箇所６】

委員意見：P.61 の「経営戦略の策定及び改定の促進」は、「事業」が下水道事業を指すのか、「事業体」を指すのか、明確にする方が良い。
対　　応：ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり、「事業」を「自治体」に修正しております。

旧	新
基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営） **Ⅰ-4. 経営状況の明確化、見える化　（P.61）** 【経営戦略の策定及び改定の促進】 総務省より、令和２年度までの「経営戦略」の策定要請があり、府内のほぼすべての事業で策定が完了しています。未策定事業においては策定の促進を、経営戦略策定後も、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な改定を行うことを促進します。	**基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）** **Ⅰ-4. 経営状況の明確化、見える化　（P.61）** 【経営戦略の策定及び改定の促進】 総務省より、令和２年度までの「経営戦略」の策定要請があり、府内のほぼすべての~~事業~~自治体で策定が完了しています。未策定~~事業~~自治体においては策定の促進を、経営戦略策定後も、進捗管理や計画と実績との乖離検証、その結果を踏まえた定期的な改定を行うことを促進します。

【修正・追記箇所７】

委員意見：P.67 の早期未普及解消の取組内容に、自治体間の連携等により、解消が図れる旨記載してはどうか。
対　　応：ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり、未普及解消に市町村連携が有効である旨、追記します。

旧	新
基本方針Ⅱ：快適な生活環境と水環境の向上 **（未普及解消、公共用水域の水質保全）** **II-1. 汚水処理施設の早期未普及解消（P.67）** 【未普及地域について継続的に実施する取組】 ①集合処理区域における取組 ◇整備困難箇所の整備を継続 道路事業や土地区画整理事業等他事業と同時でなければ施工できない等、予定どおりに事業を進めることができない箇所については、他事業の進捗に合わせて事業を進めていきます。 その他の整備が困難な箇所では、その理由を分析し、先進的な自治体の事例を研究することにより、課題の解消を目指します。 **II-2. 水環境への理解の促進（P.72）** **【集合処理区域の接続及び個別処理区域の浄化槽整備の促進】** その他の接続促進策としては、シルバー人材を活用した未接続世帯への個別訪問による水洗化の勧奨や、広報紙やホームページによる啓発・広報活動が実施されています。 これらの取組を積極的に実施し、集合処理区域の接続率の向上、及び個別処理区域における浄化槽の整備を促進します。	**基本方針Ⅱ：快適な生活環境と水環境の向上** **（未普及解消、公共用水域の水質保全）** **II-1. 汚水処理施設の早期未普及解消（P.67）** 【未普及地域について継続的に実施する取組】 ①集合処理区域における取組 ◇整備困難箇所の整備を継続 道路事業や土地区画整理事業等他事業と同時でなければ施工できない等、予定どおりに事業を進めることができない箇所については、他事業の進捗に合わせて事業を進めていきます。 その他の整備が困難な箇所では、その理由を分析し、市町村間の連携等により、先進的な自治体の事例を研究することで、課題の解消を目指します。 **II-2. 水環境への理解の促進（P.72）** **【集合処理区域の接続及び個別処理区域の浄化槽整備の促進】** その他の接続促進策としては、シルバー人材を活用した未接続世帯への個別訪問による水洗化の勧奨や、広報紙やホームページによる啓発・広報活動が実施されています。このような取組は、市町村間の連携等による効率化も期待されます。 これらの取組を積極的に実施し、集合処理区域の接続率の向上、及び個別処理区域における浄化槽の整備を促進します。

２．事務局による修正

【修正・追記箇所】

広域化・共同化計画について、令和４年 11 月に宇治田原町から令和５年度京都府予算に関し、木津川流域下水道への編入に係る支援について、要望されたことから、以下のとおり、ハード連携の取組の内「流域下水道への公共下水道編入」について、具体名（宇治田原町）を記載しています。

旧

基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）

Ⅰ-1. 広域化・共同化計画の推進　（P.40、45、84）

表 9　広域化・共同化による統合処理施設数一覧（R2 年度末以降）

分類	整理番号	連携内容	関連市町村等	短期（R9）	中期（R14）	長期（R24）	備考
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府、宮津市	○			
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、府内市町				実施未定
	3	汚泥処理の共同化	北部の一部市町				実施未定
市町内の取組	4	農業集落排水施設の下水道への接続	京都市	○			
	5	農業集落排水施設の下水道への接続	京丹後市	○			
	6	農業集落排水施設の下水道への接続	福知山市	○			
	7	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市	○			
	8	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市			○	
	9	特環施設の下水道への接続	南丹市			○	
	10	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市	○			
	11	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市			○	
	12	農業集落排水施設の下水道への接続	舞鶴市	○			
	13	特環施設の下水道への接続	亀岡市		○		
	14	汚泥処理の共同化・資源化	福知山市	○			
統合処理施設数（箇所）				8	1	3	

分類	整理番号	連携内容	市町等（連携に関わる施設名等）		取組状況
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府	流域下水道（宮津湾浄化センター）	○
			宮津市	し尿・浄化槽（し尿再生処理施設）	
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、府内市町		△
	3	汚泥処理の共同化	府内の下水処理場を有する市町		△

整理番号２　流域下水道への公共下水道編入（△：実施についてこれから検討を進めるメニュー）

下水処理場の老朽化による修繕・改築費を考慮し、流域下水道への公共下水道編入の可能性の検討も視野に、今後のあり方を模索している。

新

基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）

Ⅰ-1. 広域化・共同化計画の推進　（P.40、45、84）

表 10　広域化・共同化による統合処理施設数一覧（R2 年度末以降）

分類	整理番号	連携内容	関連市町村等	短期（R9）	中期（R14）	長期（R24）	備考
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府、宮津市	○			
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、**宇治田原町**				実施未定
	3	汚泥処理の共同化	北部の一部市町				実施未定
市町内の取組	4	農業集落排水施設の下水道への接続	京都市	○			
	5	農業集落排水施設の下水道への接続	京丹後市	○			
	6	農業集落排水施設の下水道への接続	福知山市	○			
	7	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市	○			
	8	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市			○	
	9	特環施設の下水道への接続	南丹市			○	
	10	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市	○			
	11	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市			○	
	12	農業集落排水施設の下水道への接続	舞鶴市	○			
	13	特環施設の下水道への接続	亀岡市		○		
	14	汚泥処理の共同化・資源化	福知山市	○			
統合処理施設数（箇所）				8	1	3	

分類	整理番号	連携内容	市町等（連携に関わる施設名等）		取組状況
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府	流域下水道（宮津湾浄化センター）	○
			宮津市	し尿・浄化槽（し尿再生処理施設）	
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府	流域下水道（洛南浄化センター）	△
			宇治田原町	**公共下水道（宇治田原浄化センター）**	
	3	汚泥処理の共同化	府内の下水処理場を有する市町		△

整理番号２　流域下水道への公共下水道編入（△：実施についてこれから検討を進めるメニュー）

宇治田原浄化センターの老朽化による修繕・改築費を考慮し、木津川流域下水道への編入の可能性の検討も視野に、今後のあり方を模索している。

３．パブコメの意見

（１）　意見募集期間　　令和４年 12 月 21 日から令和５年１月 18 日まで
（２）　寄せられた意見　　23 名・39 件
（３）　意見の要旨及びこれに対する府の考え方　※「資料－３」のとおり

４．パブコメによる修正

【修正・追記箇所１】

意　見①：府の施設について、汚泥を集約することで、処分コストの削減になるため広域化・共同化すべき（１－１）
意　見②：広域化・共同化計画の推進について、その具体的内容は公共下水道など市町村しか対象としていない。京都府が行う流域下水道を対象とすべきではないか。（１－４）
対　　応：本構想の一部に位置づける「広域化・共同化計画」のメニューの「汚泥処理の共同化」は、京都府が行う流域下水道も含めた府内全体を対象とし、汚泥集約処理の可能性検討を進めることとしており、表現を修正します。

旧

基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）
Ⅰ-1. 広域化・共同化計画の推進　（P.40、45、84）

表 9　広域化・共同化による統合処理施設数一覧（R2 年度末以降）

分類	整理番号	連携内容	関連市町村等	短期（R9）	中期（R14）	長期（R24）	備考
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府、宮津市	○			
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、府内市町				実施未定
	3	汚泥処理の共同化	北部の一部市町				実施未定
市町内の取組	4	農業集落排水施設の下水道への接続	京都市	○			
	5	農業集落排水施設の下水道への接続	京丹後市	○			
	6	農業集落排水施設の下水道への接続	福知山市	○			
	7	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市	○			
	8	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市			○	
	9	特環施設の下水道への接続	南丹市			○	
	10	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市	○			
	11	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市			○	
	12	農業集落排水施設の下水道への接続	舞鶴市	○			
	13	特環施設の下水道への接続	亀岡市		○		
	14	汚泥処理の共同化・資源化	福知山市	○			
統合処理施設数（箇所）				8	1	3	

分類	整理番号	連携内容	市町等（連携に関わる施設名等）		取組状況
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府	流域下水道（宮津湾浄化センター）	○
			宮津市	し尿・浄化槽（し尿再生処理施設）	
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、府内市町		△
	3	汚泥処理の共同化	府内の下水処理場を有する市町		△

新

基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）
Ⅰ-1. 広域化・共同化計画の推進　（P.40、45、84）

表 10　広域化・共同化による統合処理施設数一覧（R2 年度末以降）

分類	整理番号	連携内容	関連市町村等	短期（R9）	中期（R14）	長期（R24）	備考
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府、宮津市	○			
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府、宇治田原町				実施未定
	3	汚泥処理の共同化	京都府、下水処理場を有する市町				実施未定
市町内の取組	4	農業集落排水施設の下水道への接続	京都市	○			
	5	農業集落排水施設の下水道への接続	京丹後市	○			
	6	農業集落排水施設の下水道への接続	福知山市	○			
	7	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市	○			
	8	農業集落排水施設の下水道への接続	南丹市			○	
	9	特環施設の下水道への接続	南丹市			○	
	10	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市	○			
	11	農業集落排水施設の下水道への接続	亀岡市			○	
	12	農業集落排水施設の下水道への接続	舞鶴市	○			
	13	特環施設の下水道への接続	亀岡市		○		
	14	汚泥処理の共同化・資源化	福知山市	○			
統合処理施設数（箇所）				8	1	3	

分類	整理番号	連携内容	市町等（連携に関わる施設名等）		取組状況
行政界を超えた取組	1	流域下水道へのし尿受入	京都府	流域下水道（宮津湾浄化センター）	○
			宮津市	し尿・浄化槽（し尿再生処理施設）	
	2	流域下水道への公共下水道編入	京都府	流域下水道（洛南浄化センター）	△
			宇治田原町	公共下水道（宇治田原浄化センター）	
	3	汚泥処理の共同化	京都府、下水処理場を有する市町		△

整理番号３	汚泥処理の共同化（全体）	△：実施についてこれから検討を進めるメニュー
取組概要	京都府主導のもと、京都府内の下水汚泥等を対象に、「施設効率化」「有効利用」「災害対応」の３つの視点から、広域的かつ将来的な視点に立った汚泥処理の効率化を検討するとともに、バイオマス資源としての利活用の推進等について検討している。	
関係する自治体	下水処理場を有する市町　他	
概要図 （イメージ図）	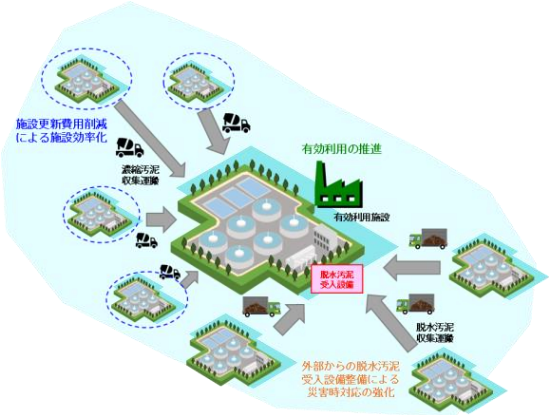	
取組 により期待される効果	○施設効率化 行政界を跨ぐ汚泥広域利活用の事業化検討・事業実施を中長期的に推進し、汚泥集約による施設効率化を図り、府内の汚泥処理・処分コストの削減 ○災害時対応の強化 汚泥集約拠点への受入設備の設置や、災害時における汚泥処理に関する連携協定締結を検討・実施し、中長期的に災害時対応の強化 ○有効利用の推進 既存有効利用施設 の活用や、汚泥集約拠点への有効利用施設 の設置を検討・実施することによる中長期的な有効利用の推進	
取組時期	短～中長期の取組 中長期的な視点に立ち、行政界を跨ぐ汚泥処理の集約化などを京都府・市町村等が連携して検討する。	

整理番号３	汚泥処理の共同化（全体）	△：実施についてこれから検討を進めるメニュー
取組概要	京都府主導のもと、京都府内の下水汚泥等を対象に、「施設効率化」「有効利用」「災害対応」の３つの視点から、広域的かつ将来的な視点に立った汚泥処理の効率化を検討するとともに、バイオマス資源としての利活用の推進等について検討している。	
関係する自治体	京都府、下水処理場を有する市町	
概要図 （イメージ図）		
取組 により期待される効果	○施設効率化 行政界を跨ぐ汚泥広域利活用の事業化検討・事業実施を中長期的に推進し、汚泥集約による施設効率化を図り、府内の汚泥処理・処分コストの削減 ○災害時対応の強化 汚泥集約拠点への受入設備の設置や、災害時における汚泥処理に関する連携協定締結を検討・実施し、中長期的に災害時対応の強化 ○有効利用の推進 既存有効利用施設 の活用や、汚泥集約拠点への有効利用施設 の設置を検討・実施することによる中長期的な有効利用の推進	
取組時期	短～中長期の取組 中長期的な視点に立ち、行政界を跨ぐ汚泥処理の集約化などを京都府・市町村等が連携して検討する。	

【修正・追記箇所２】

意　　見：広域化・共同化の府内のブロック割について、広域振興局（丹後、中丹、南丹、(京都市)、山城）管内と異なるブロック割りを採用しているが、どのような経過でこのブロック割りが採用されるに至ったかの説明を加筆すべき。（１－１１）
対　　応：本構想の広域化・共同化の取組について、ブロック割の決定方法について説明を追記します。

旧	新
基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営） **I-1. 広域化・共同化計画の推進　(P.42)** (2)　検討体制 京都府では、平成30年度に府内全市町村を対象とした広域化・共同化について、検討体制を構築し、令和元年から３年度にかけて、京都府を北部・中部・南部の３つに分けたブロック会議での、勉強会や会議により、自治体が抱える課題やニーズを抽出し、広域化・共同化メニューの検討を行いました。	**基本方針Ⅰ：汚水処理事業の持続・成長（持続可能な事業運営）** **I-1. 広域化・共同化計画の推進　(P.42)** (2)　検討体制 京都府では、平成30年度に府内全市町村を対象とした広域化・共同化について、検討体制を構築し、令和元年から３年度にかけて、京都府を北部・中部・南部の３つに分けたブロック会議での、勉強会や会議により、自治体が抱える課題やニーズを抽出し、広域化・共同化メニューの検討を行いました。ブロック割については、地形的要因や市町村との調整により、決定しています。なお、南丹市は、北部、中部、宇治市は、中部、南部の２つのブロックに参画しています。

【修正・追記箇所３】

意　　見：　汚泥の有効利用だけでなく他の施策も総動員して省エネや温室効果ガス排出抑制を進める必要があるため、「エネルギー原単位の縮減」を目標指標に追加する。（１－２１）

対　　応：御意見を踏まえ、脱炭素化に向けて、汚泥の有効利用だけでなく、「省エネの促進」も重要であるため、関連箇所に追記します。

旧	新
２　汚水処理事業の現状と課題 **４．汚水処理事業に係る法改正等の動向** **(6) 求められる対応・関連法令の改正状況まとめ（P.35）** ● 都道府県に対する令和４年度までの広域化・共同化計画策定要請 ● 令和８年度までの汚水処理概成（都道府県単位で汚水処理人口普及率 95%以上） ● 下水道法改正に伴う、下水汚泥の燃料化・肥料化の努力義務等 ● 浄化槽法改正に伴う、公共浄化槽制度の創設等 ● 水防法改正に伴う、雨水出水浸水想定区域の指定等 ● 2050 年カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策計画において下水汚泥のエネルギー化等による温室効果ガス削減目標を設定	**２　汚水処理事業の現状と課題** **４．汚水処理事業に係る法改正等の動向** **(6) 求められる対応・関連法令の改正状況まとめ（P.35）** ● 都道府県に対する令和４年度までの広域化・共同化計画策定要請 ● 令和８年度までの汚水処理概成（都道府県単位で汚水処理人口普及率 95%以上） ● 下水道法改正に伴う、下水汚泥の燃料化・肥料化の努力義務等 ● 浄化槽法改正に伴う、公共浄化槽制度の創設等 ● 水防法改正に伴う、雨水出水浸水想定区域の指定等 ● 2050 年カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策計画において<u>省エネの促進や</u>下水汚泥のエネルギー化等による温室効果ガス削減目標を設定

【修正・追記箇所４】

意　　見：　近年の気候変動の影響等により京都府のみならず全国各地で浸水被害が発生している状況について、地下貯留槽等のハード整備を進めるとの方針の記述がある。そのなかで、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の取り組みが求められると思う。道路や川、ため池などと連携した治水対策について、下水道としての取り組みの方針を教えてほしい。（３－２）

対　　応：　本構想では、気候変動を踏まえた雨水管、雨水貯留施設等のハード整備および内水ハザードマップの公表等のソフト対策を推進し、雨に強いまちづくりを目指すこととしております。御意見の通り、浸水対策の推進には、「流域治水」の取り組みも必要となりますので、その旨、関連する箇所に追記します。

旧	新
２　汚水処理事業の現状と課題 **４．汚水処理事業に係る法改正等の動向** 新規追加 **⑶　関連法令の改正** **水防法改正（令和３年５月）**	**２　汚水処理事業の現状と課題** **４．汚水処理事業に係る法改正等の動向（P. 31）** （3）流域治水の推進 気候変動による水災害リスクの増大に対応するために、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域ととらえ、流域に関わるあらゆる関係者により、地域特性に応じて、ハード・ソフトの両面から流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」への転換について、令和２年７月に社会資本整備審議会において、答申されました。また、「流域治水」の実効性を高めるため、令和３年５月に「流域治水関連法」が整備されました。 出典：「流域治水の推進」（国土交通省 HP）より **⑶　関連法令の改正（P. 33）** **流域治水関連法（水防法）の改正（令和３年５月）**

(6) 求められる対応・関連法令の改正状況まとめ（P. 35）

- 都道府県に対する令和４年度までの広域化・共同化計画策定要請
- 令和８年度までの汚水処理概成（都道府県単位で汚水処理人口普及率 95％以上）
- 下水道法改正に伴う、下水汚泥の燃料化・肥料化の努力義務等
- 浄化槽法改正に伴う、公共浄化槽制度の創設等
- 水防法改正に伴う、雨水出水浸水想定区域の指定等
- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策計画において下水汚泥のエネルギー化等による温室効果ガス削減目標を設定

３　新計画の３つの柱（P. 37）

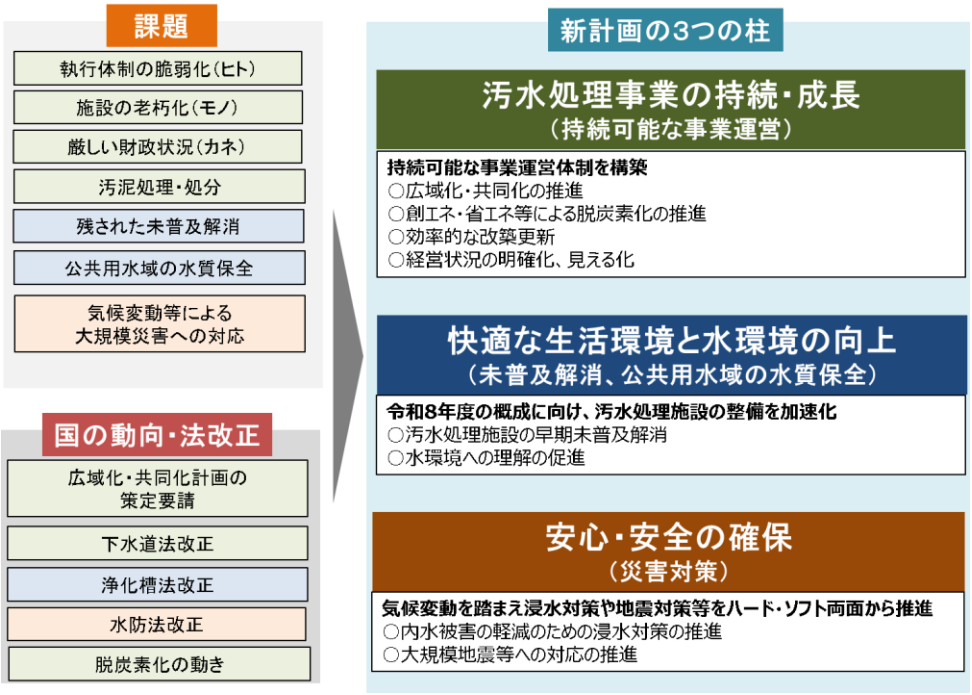

(6) 求められる対応・関連法令の改正状況まとめ（P. 35）

- 都道府県に対する令和４年度までの広域化・共同化計画策定要請
- 令和８年度までの汚水処理概成（都道府県単位で汚水処理人口普及率 95％以上）
- 気候変動を踏まえた水災害対策「流域治水」の推進
- 下水道法改正に伴う、下水汚泥の燃料化・肥料化の努力義務等
- 浄化槽法改正に伴う、公共浄化槽制度の創設等
- 水防法改正に伴う、雨水出水浸水想定区域の指定等
- 2050 年カーボンニュートラルに向けて、地球温暖化対策計画において下水汚泥のエネルギー化等による温室効果ガス削減目標を設定

３　新計画の３つの柱（P. 37）

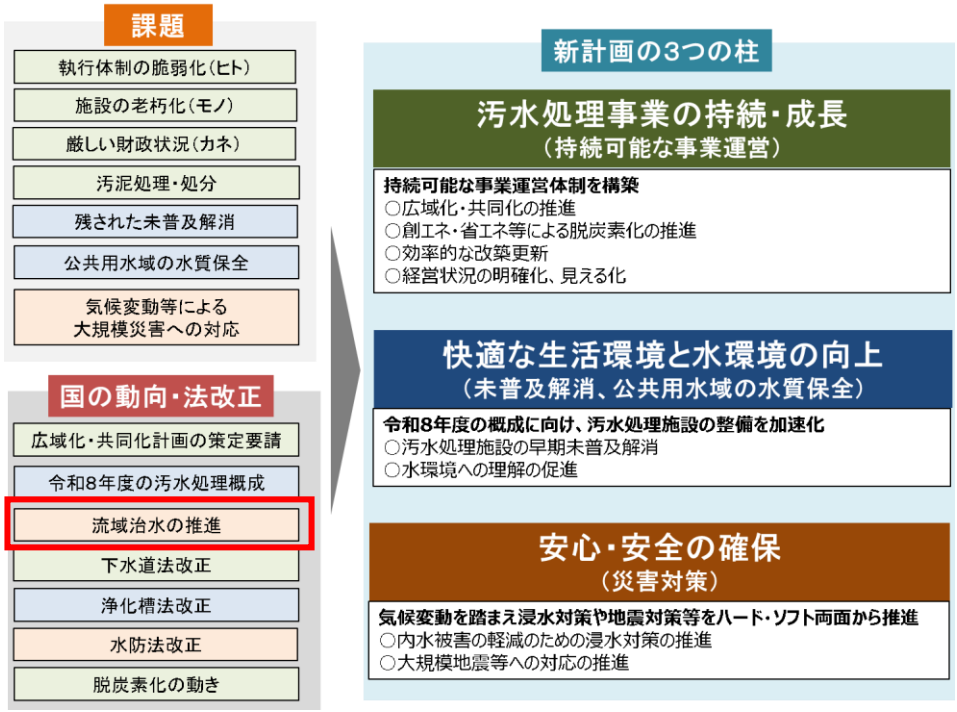

基本方針Ⅲ：安心・安全の確保（災害対策） Ⅲ-1. III-1. 内水被害の軽減のための浸水対策の推進　(P.77)	基本方針Ⅲ：安心・安全の確保（災害対策） Ⅲ-1. III-1. 内水被害の軽減のための浸水対策の推進　(P.77)
(1) 背景 近年、気候変動の影響等により全国で浸水被害が頻発しており、今後も降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されています。 浸水被害が生じるおそれがあり浸水対策を実施すべき区域の面積のうち、概ね５年に１回程度発生する規模の降雨に対して既に整備が完了している区域の割合（都市浸水対策達成率）を向上させ、内水浸水被害の軽減に寄与する整備の促進が進められています。 また、下水道の整備過程や下水道の施設計画を超過する降雨時において被害を軽減させるため、ハード整備とともにソフト対策を推進・強化することが重要です。これまで内水氾濫による浸水被害が発生していない地区においても今後気候変動に伴う降雨量の増加により浸水被害が発生する可能性があること等から、内水ハザードマップの作成・公表を行うとともに、住民等が適切に内水浸水リスクを理解し、避難行動に移せるよう内水ハザードマップを周知することが重要です。	(1) 背景 近年、気候変動の影響等により全国で浸水被害が頻発しており、今後も降雨量の増加等による水災害の頻発化・激甚化が懸念されています。 浸水被害が生じるおそれがあり浸水対策を実施すべき区域の面積のうち、概ね５年に１回程度発生する規模の降雨に対して既に整備が完了している区域の割合（都市浸水対策達成率）を向上させ、内水浸水被害の軽減に寄与する整備の促進が進められています。 また、下水道の整備過程や下水道の施設計画を超過する降雨時において被害を軽減させるため、ハード整備とともにソフト対策を推進・強化することが重要です。これまで内水氾濫による浸水被害が発生していない地区においても今後気候変動に伴う降雨量の増加により浸水被害が発生する可能性があること等から、内水ハザードマップの作成・公表を行うとともに、住民等が適切に内水浸水リスクを理解し、避難行動に移せるよう内水ハザードマップを周知することが重要です。 さらに、下水道事業単体だけでなく、流域に関わるあらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）との適切な連携・役割分担のもと、流域全体で推進する「流域治水」への転換が求められています。
(2)　取組内容 【雨水管、雨水貯留施設等のハード整備の推進】 京都府内では、令和２年度末時点で、都市浸水対策達成率は、７割を超えています。これまでの豪雨に対して、下水道施設が内水浸水被害の軽減に大きく貢献しており、引き続き、早期の安全度向上を目指し、雨水管、雨水貯留施設等のハード整備を進めます。	(2)　取組内容 【雨水管、雨水貯留施設等のハード整備の推進】 京都府内では、令和２年度末時点で、都市浸水対策達成率は、７割を超えています。これまでの豪雨に対して、下水道施設が内水浸水被害の軽減に大きく貢献しており、引き続き、早期の安全度向上を目指し、流域に関わるあらゆる関係者の協働等による雨水管、雨水貯留施設等のハード整備を進めます。

【修正・追記箇所５】

意　見①：雨水対策の取扱について、集中豪雨の発生状況等や浸水対策の推進が記述されているが、これらを載せるなら「下水道の役割の一つに浸水被害の軽減があること」や「内水被害とはなにか」などを説明すべきである。（３－３）
対　　応：本構想の中で、「下水道の役割の一つに浸水被害の軽減があること」や「内水被害とはなにか」などの説明を追記します。

意　見②：　下水道は歴とした社会インフラであり、社会的共通資本のひとつである。暮らしや産業にとって、無くてはならない施設である。下水道に限らず、社会インフラは一時たりとも欠かすことの出来ない社会の黒子である。そうした意味においても社会的共通資本との認識を下敷きにして欲しいと願う。（４－９）
対　　応：　御意見の通り、汚水処理施設は、「トイレの水洗化による生活水準の向上」という私的役割と「生活雑排水の浄化による良好な水環境の保全」という公的役割がある重要な社会インフラですので、その旨が分かるように追記します。

旧	新
新規追加	**関連事項　（P.9）** １．下水道の役割について 　下水道には以下に示すとおり、「生活環境の改善」という私的役割と「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」、「浸水の防除」という公的役割があり、社会的共通資本として、現代社会において非常に重要な社会インフラの一つとなっています。 【下水道の私的役割】 ●生活環境の改善 　下水道が整備されると便所の水洗化が可能となり、個々の住宅で衛生的で快適な生活を送れるだけでなく、下水管によって、し尿は他の汚水と共に運搬され、下水処理場で効果的に処理されることになり、生活環境の改善が図られます。

【下水道の公的役割】

●公衆衛生の向上

生活あるいは生産活動に伴って発生する汚水がすみやかに排除されず、住宅周辺に停滞していると、蚊やハエの発生源や、悪臭の発生源となり、周辺環境を悪化させることになります。下水道を整備することにより、汚水をすみやかに排除し、公衆衛生の向上が図られます。

●公共用水域の水質保全

下水道は、汚水を収集、運搬、処理することから、河川などの公共用水域の水質汚濁の防止に積極的な役割を果たし、公共用水域の水質保全を図ります。

●浸水の防除（雨水）

下水道は、河川や水路と同様に雨水排除のための機能を有しています。河川が治水上の根幹施設（外水氾濫を防ぐ役割）であるのに対して、下水道は、降った雨を集めて河川、海域、湖沼等へ排除する役割（内水氾濫を防ぐ役割）を受け持っています。浸水被害の防除は、住民の生命と財産を守ると同時に、交通等の都市機能確保の観点からも、必要不可欠です。

図 1　内水氾濫と外水氾濫の違い

【修正・追記箇所６】

意　　見：普及が概成した今日における課題の一番目にサービスの継続を掲げ、経費回収率が低いことを指摘した上で、市町村規模ごとの経費回収率等を示されているが、事態の深刻さを表し切れていないように感じる。「人口規模ではなく、時系列で経費回収率を示すグラフを追加する。その際、市町村が特定されないよう人口の増減状況毎にグループ分けして示す。」ことを提案する。（４－６）

対　　応：御意見を踏まえ、経営状況の悪化をよりわかりやすく示すように、経費回収率の推移を表すグラフを追加します。

<table>
<tr><th>旧</th><th>新</th></tr>
<tr>
<td>

２　汚水処理事業の現状と課題

2. 汚水処理事業のサービス継続に係る現状（P. 20、21）

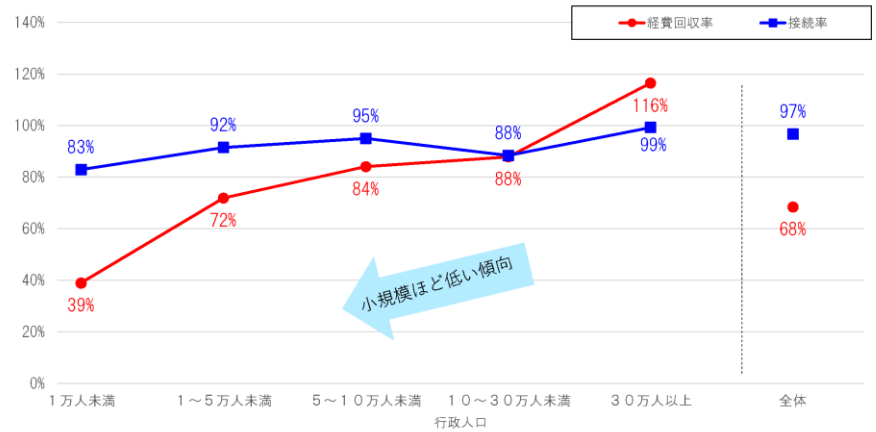

※下水道、集落排水処理事業における経費回収率と接続率を示している。ただし、流域下水道事業は除く。

図 13　府内市町村規模毎の接続率と経費回収率

</td>
<td>

２　汚水処理事業の現状と課題

2. 汚水処理事業のサービス継続に係る現状（P. 20、21）

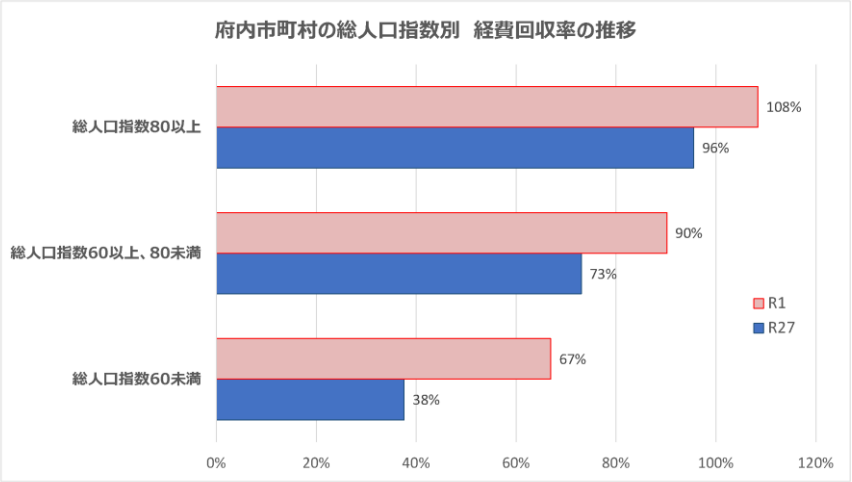

※下水道、集落排水処理事業における経費回収率を示している。
※R１の経費回収率は実績値、R27 は国土交通省が公開している「下水道事業における長期収支見通しの推計モデル」（通称 modeIG）の考え方に沿って算出した推計値を示している。

図 15　府内市町村の総人口指数別経費回収率の推移

※総人口指数：平成 27（2015）年の総人口を 100 としたときの令和 27（2045）年の総人口の指数

</td>
</tr>
</table>

【修正・追記箇所７】

意　　見：　論調があまりに世俗的であり、無難な表現に終始している。この種の計画策定に当たっては致し方のないことかと思うが、もう少し＜京都らしさ＞があってもよいのではないかと思う。（４－８）

対　　応：　御意見を踏まえ、京都府南部は、下流に大阪や兵庫、北部は宮津湾等を抱えており、水質保全に特に配慮が必要なことについて、関連する箇所に追記します。

旧	新
１　京都府水環境構想2022について **１．汚水処理施設の役割と京都府水洗化総合計画（P.1）** 汚水処理施設は、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設であり、下水道・集落排水施設等（＝集合処理）と浄化槽（＝個別処理）があります。 その役割は、「トイレの水洗化による生活水準の向上」という私的役割と「生活雑排水の浄化による良好な水環境の保全」という公的役割があり、府民の意向等の地域のニーズや周辺環境への影響を踏まえ、早期に整備する必要があります。 このため京都府では、集合処理と個別処理とを組み合わせて汚水処理施設を効率的・効果的に整備するため、市町村の意向も踏まえて「京都府水洗化総合計画」を平成３年に策定し、概ね５～７年を目途に見直しを行っています。	**１　京都府水環境構想2022について** **１．汚水処理施設の役割と京都府水洗化総合計画（P.1）** 汚水処理施設は、し尿と生活雑排水を併せて処理する施設であり、下水道・集落排水施設等（＝集合処理）と浄化槽（＝個別処理）があります。 その役割は、「トイレの水洗化による生活水準の向上」という私的役割と「生活雑排水の浄化による良好な水環境の保全」という公的役割があり、府民の意向等の地域のニーズや周辺環境への影響を踏まえ、早期に整備する必要があります。 また、京都府の場合、南部は下流に大阪、兵庫を抱え、1,100 万人の水源であること、北部は丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境保護・保全が必要であること等から、水質保全が特に重要となります。このため京都府では、集合処理と個別処理とを組み合わせて汚水処理施設を効率的・効果的に整備するため、市町村の意向も踏まえて「京都府水洗化総合計画」を平成３年に策定し、概ね５～７年を目途に見直しを行っています。 **※第３回有識者会議における委員の意見による修正**【修正・追記箇所１】の修正内容と同じ

２　汚水処理事業の現状と課題 **1.汚水処理人口普及率の推移と汚水処理施設整備の現状** **（1）　汚水処理人口普及率の推移（P.10）** 府全体の汚水処理人口普及率の推移は図 3 に示すとおり令和２年度末時点で全国４位の 98.4%であり、2015計画時（平成26年度末）から1.2%ポイント増加し、整備は進んでいますが、近年は横ばいの状況です。 一方で、国は令和８年度までに、都道府県単位で汚水処理人口普及率95%以上の達成（概成）を目標としていますが、95%未満の自治体は８市町村あり、地域間で格差があります。	**２　汚水処理事業の現状と課題** **1.汚水処理人口普及率の推移と汚水処理施設整備の現状** **（1）　汚水処理人口普及率の推移（P.10）** 府全体の汚水処理人口普及率の推移は図 3 に示すとおり令和２年度末時点で全国４位の 98.4%であり、2015計画時（平成26年度末）から1.2%ポイント増加し、整備は進んでいますが、近年は横ばいの状況です。 一方で、国は令和８年度までに、都道府県単位で汚水処理人口普及率95%以上の達成（概成）を目標としていますが、95%未満の自治体は８市町村あり、地域間で格差があります。また、京都府の場合、南部は下流に大阪、兵庫を抱え、1,100万人の水源であること、北部は丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境保護・保全が必要であること等から、水質保全が特に重要であり、未普及解消の取組を継続する必要があります。
２　汚水処理事業の現状と課題 **３．大規模災害の発生リスクの増大** **(2)大規模地震等による下水道施設の被災（P.27）** 大規模地震や豪雨等により、下水道施設が被災した場合、公衆衛生や交通障害の発生、トイレの使用が不可能となる等、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。京都府全体の下水道施設における耐震化率は、重要な管きょ※2 で 35.0%（令和２年度末）となっている等、着実に対策が進められていますが、近年、大規模地震が頻発しており、汚水処理サービスを継続するために、更なる地震対策が求められる状況です。 また、近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフトによる下水道施設の耐水化を早急に実施する必要があります。	**２　汚水処理事業の現状と課題** **３．大規模災害の発生リスクの増大** **(2)大規模地震等による下水道施設の被災（P.27）** 大規模地震や豪雨等により、下水道施設が被災した場合、公衆衛生や交通障害の発生、トイレの使用が不可能となる等、住民の健康や社会活動に重大な影響を及ぼすことが懸念されています。京都府の場合、南部は、淀川下流の約1,100 万人が利用する貴重な水資源を保全する役割を担っており、地震による機能停止は社会経済活動に重大な影響を及ぼすため、特に被災時の最低限の機能確保が求められる状況です。京都府全体の下水道施設における耐震化率は、重要な管きょ※2 で 35.0%（令和２年度末）となっている等、着実に対策が進められていますが、近年、全国各地で大規模地震が頻発しており、汚水処理サービスを継続するために、~~更なる地震対策が求められる状況です。~~今後も継続した対策の推進が必要です。 また、近年、全国各地で豪雨等による水害が頻発し、甚大な被害が発生しています。河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能を確保し、下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制するため、ハード・ソフトによる下水道施設の耐水化を早急に実施する必要があります。

５．府議会からの意見による修正

【修正・追記箇所】

意　　見：　下水道は高級、浄化槽は田舎というイメージがあるが、浄化槽は下水道と変わらないことが、もう少し計画内でわかるようになれば良いのではないか。

対　　況：　ご意見の主旨を踏まえ、以下のとおり、下水道と浄化槽では、汚濁負荷が同程度除去でき、環境に与える影響は大きく変わらない旨を追記します。

旧	新
１　京都府水環境構想2022について **１．汚水処理施設の役割と京都府水洗化総合計画　関連事項（P.8）** 環境へ排出される１人１日あたりの汚濁負荷（代表的な例）は、図 １のとおり。環境に与える影響は、汲み取りと単独処理浄化槽世帯で大きくなっており、単独処理浄化槽の負荷が一番大きくなります。	**１　京都府水環境構想2022について** **１．汚水処理施設の役割と京都府水洗化総合計画　関連事項（P.8）** 環境へ排出される１人１日あたりの汚濁負荷（代表的な例）は、図 １のとおり。下水道と浄化槽では、汚濁負荷が同程度除去でき、環境に与える影響は大きく変わるものではありません。一方、汲み取りと単独処理浄化槽世帯では、台所等からの排水が未処理のまま放流されるため、環境への影響が大きくなります。

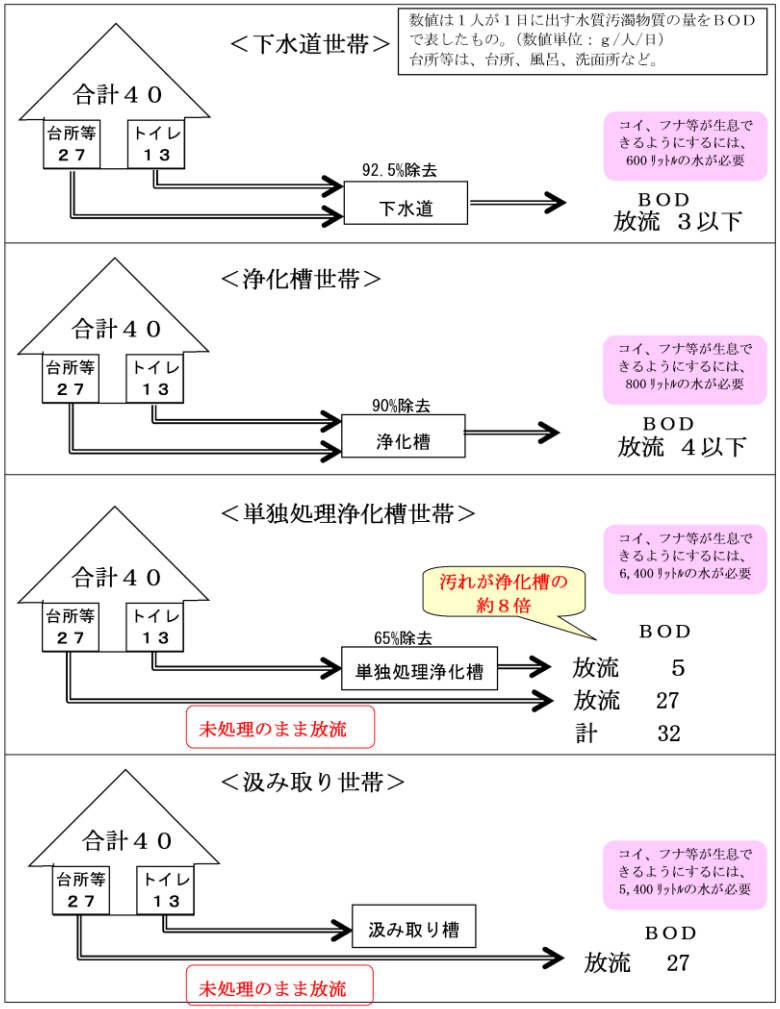

※１人１日当たりの BOD 量：環境省ホームページ浄化槽サイトより

図１　生活排水の処理形態別の放流汚濁(BOD)量

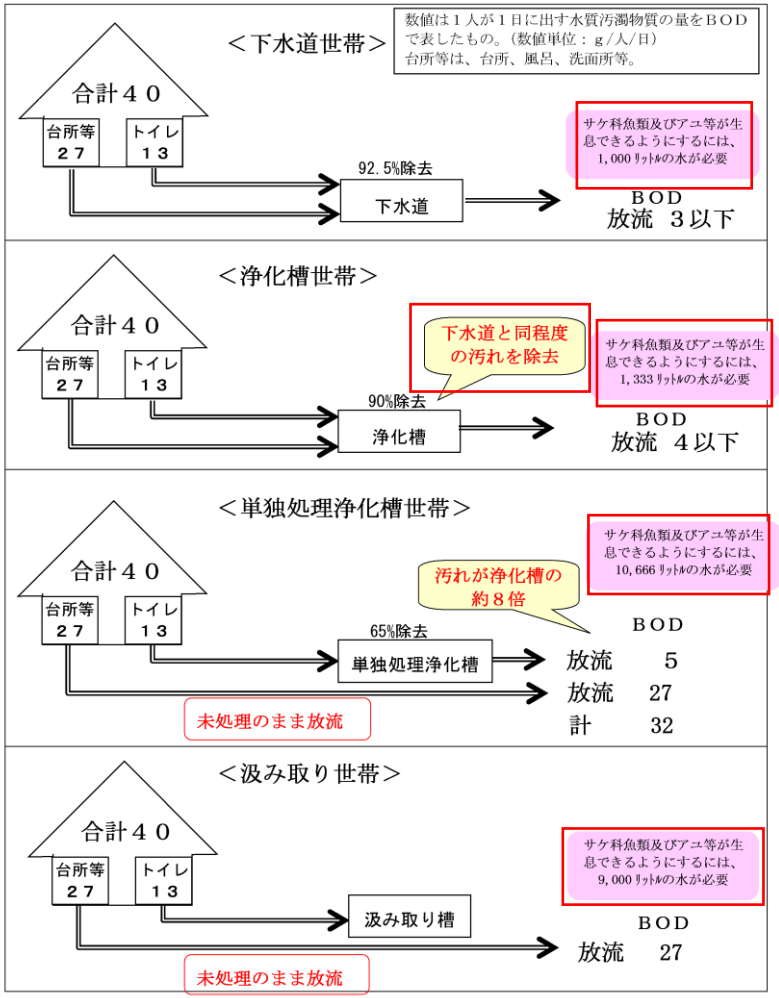

※１人１日当たりの BOD 量：環境省ホームページ浄化槽サイトより

図１　生活排水の処理形態別の放流汚濁(BOD)量